

出典：(平成 24 年 10 月草津市告示第 226, 227 号、草津市)、(平成 23 年 10 月大津市告示第 148 号、大津市)

図 4-3-4 悪臭防止法に基づく規制状況

## 5) 土壌の汚染に係る規制状況

### (1) 環境基準

「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づく土壌汚染に係る環境基準を表4-3-21に示す。

また、ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類特別措置対策法」(平成11年法律第105号)により、1,000pg-TEQ/g以下と定められている。

表 4-3-21 土壌の汚染に係る環境基準等

項目	環境上の条件または基準値
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
備考)1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては別に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。	
2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。	
3. 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。	

## (2) 土壤汚染対策法に基づく基準値

「土壤汚染対策法」(平成14年法律第53号)に基づく指定の基準値を表4-3-22に示す。

表4-3-22 土壤汚染対策法等に基づく基準(土壤溶出量および土壤含有量)

	項目	土壤溶出量の基準	土壤含有量の基準
第1種特定有害物質	四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	—
	1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。	—
	1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	—
	シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。	—
	1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	—
	ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	—
	テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	—
	1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。	—
	1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。	—
	トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。	—
	ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	—
第2種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	検液1Lにつきカドミウム0.01mg以下であること。	土壤1kgにつきカドミウム150mg以下であること。
	六価クロム化合物	検液1Lにつき六価クロム0.05mg以下であること。	土壤1kgにつき六価クロム250mg以下であること。
	シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。	土壤1kgにつき遊離シアン50mg以下であること。
	水銀及びその化合物	検液1Lにつき水銀0.0005mg以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。	土壤1kgにつき水銀15mg以下であること。
	セレン及びその化合物	検液1Lにつきセレン0.01mg以下であること。	土壤1kgにつきセレン150mg以下であること。
	鉛及びその化合物	検液1Lにつき鉛0.01mg以下であること。	土壤1kgにつき鉛150mg以下であること。
	砒素及びその化合物	検液1Lにつき砒素0.01mg以下であること。	土壤1kgにつき砒素150mg以下であること。
第3種特定有害物質	ふっ素及びその化合物	検液1Lにつきふっ素0.8mg以下であること。	土壤1kgにつきふっ素4,000mg以下であること。
	ほう素及びその化合物	検液1Lにつきほう素1mg以下であること。	土壤1kgにつきほう素4,000mg以下であること。
	シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。	—
	チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。	—
	チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	—
第3種特定有害物質	ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。	—
	有機リン化合物	検液中に検出されないこと。	—

### 4-3-3 環境の保全を目的とする法令・条例等の指定状況

#### 1) 自然公園法等に基づく指定状況

事業予定地およびその周辺には、「自然公園法」（昭和32年法律第161号）に基づく国立公園および国定公園は指定されていないが、「滋賀県立自然公園条例」（昭和40年滋賀県条例第30号）に基づき、南東側約1.5km離れた地区が三上・田上・信楽県立自然公園に指定されている。


事業予定地およびその周辺における自然公園法等の指定状況を表4-3-23、図4-3-5に示す。


表 4-3-23 自然公園法等の指定状況


地域区分	指定状況
国立公園	該当なし
国定公園	該当なし
県立自然公園	三上・田上・信楽県立自然公園



凡例

 : 事業予定地

 : 市界

 : 三上・田上・信楽 県立自然公園

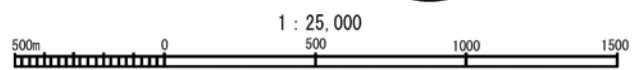
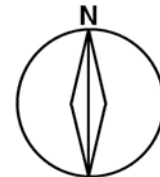


図 4-3-5 自然公園法に基づく自然公園の指定状況

## 2) 自然環境保全法等に基づく環境保全計画等の指定状況

事業予定地およびその周辺には、「自然環境保全法」（昭和47年法律第85号）および「滋賀県自然環境保全条例」（昭和48年滋賀県条例第42号）に基づく自然記念物、自然環境保全地域、緑地環境保全地域は指定されていないが、「草津市の良好な自然環境保全条例」に基づき、小槻神社、八幡宮神社の2カ所が自然環境保全地区に指定されている。

また、草津市によって青地町・志津小学校のクスノキ（3本）が保護樹木に指定されている。

事業予定地およびその周辺における自然環境保全地区の指定状況を表4-3-24、図4-3-6に、保護樹木の指定状況を表4-3-25、図4-3-6に示す。

表 4-3-24 自然環境保全地区の指定状況

項目	指定日	名称
自然環境保全地区	昭和61年8月7日	小槻神社自然環境保全地区
	平成6年4月15日	八幡宮神社（馬場町）自然環境保全地区

表 4-3-25 保護樹木の指定状況

項目	名称	指定日	種名	科名	樹高	幹周	推定樹齢
保護樹木	青地町・志津小学校のクスノキ（3本）	平成17年3月1日	クスノキ	クスノキ	24m	360 cm	180年
			クスノキ	クスノキ	20m	328 cm	170年
			クスノキ	クスノキ	18m	287 cm	140年